

6 宜野座小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) 本校のいじめの基本認識

① 「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめを受けたとする児童生徒の立場」に立つことが必要である。いじめの判断及び認知は、一部の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

② 具体的ないじめの態様（例）

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームに入れない
- ・席を離される

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりされたりする
- ・遊びと称して、技をかけられる

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される

オ 金品をたかられる

- ・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる

カ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

- ・筆箱等、文房具を隠される
- ・靴に画鋲やガムを入れられる
- ・写真やカバン等を傷つけられる

キ 嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・大勢の前で衣服を脱がされる
- ・教師や大人に暴言を吐かされる

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる

ク 性的いたずらをされる

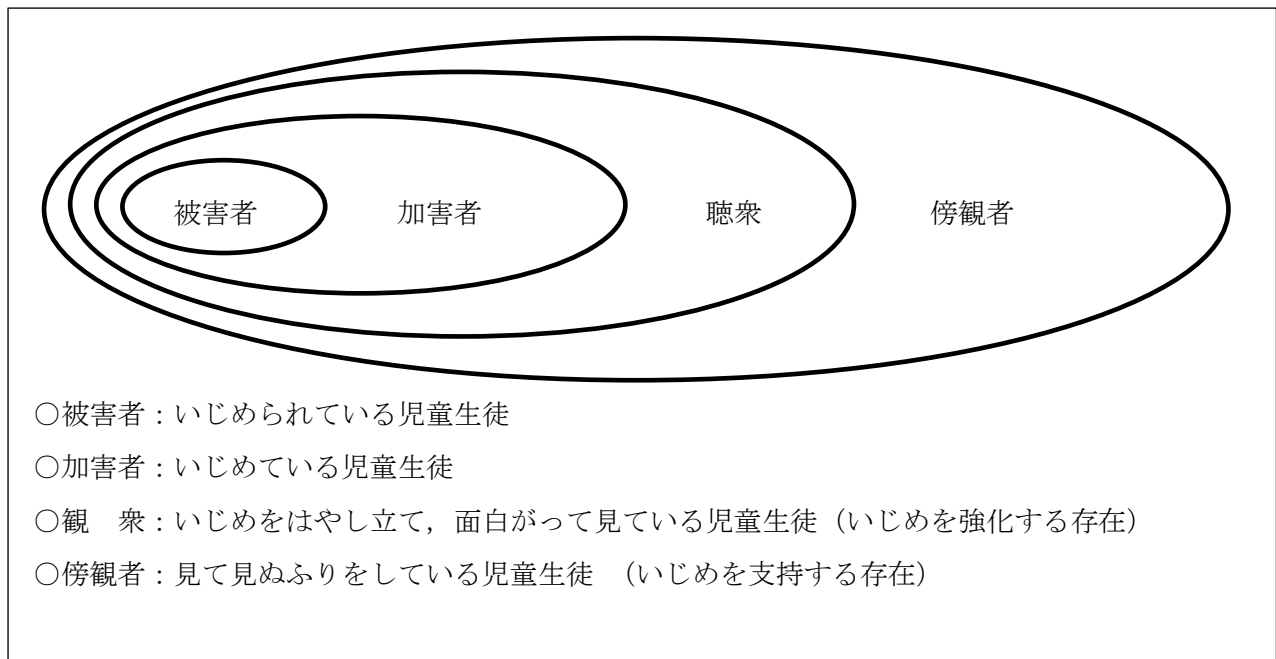
- ・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる
- ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる（プライベートゾーンは見せない・触らせない）

これらのいじめの中には、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体または財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成が必要である。

●いじめ集団の四層構造 (森田洋司 1986年)



2 いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(1) 基本方針

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第3条】

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する、そして、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(2) いじめに対する5つの基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級づくり・学校づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの防止、早期発見のために、教育相談アンケート等、定期的の実態調査をする。
- ④いじめの早期発見・解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、各種団体や専門家と連携、協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(3) いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

① いじめの未然防止

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ・いじめ指導年間計画に沿って、いじめに関するアンケートや教育相談を行う。
- ・児童会活動として、あいさつの活性化を図る取り組みを行う。
- ・人権の日を毎月設定し人権意識の高揚を図る。
- ・学校、学級内の問題を主体的に解決することで、よりよい人間関係づくりや支持的風土づくりに努める。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・一人一人が活躍できる学習活動の工夫を図る。
- ・自己肯定感を高める授業づくりに努める。
- ・道徳の授業の充実を図る。
- ・人とつながる喜びを味わる体験活動の充実に努める。

② いじめの早期発見

- ・「いじめに関するアンケート（教育相談アンケート）」の実施。

児童一人一人の悩みや困り感を把握し、十分に話を聞く機会を設ける。

- ・「教育相談週間」で個別に学校生活に関する話を聞き、児童の悩みや人間関係を把握し、児童が安心安全な学級づくりを目指す。
- ・日常的に児童観察に注意し、集団から離れて一人でいる児童への声かけを行う。
- ・文房具などの持ち物にいたずらなどがあつた際の即時対応と原因の追究を行う。

③ いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、管理職、学年間、生徒指導部、養護教諭などに対応を相談し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先で考える。いじめている側の児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導にあたる。

- ウ 聴衆・傍観者の立場にいる児童たちにも「いじめているのと同様」ということを指導する。
- エ 学校全体でいじめ問題が起こった事実について共通理解する。さらに学校としての指導方針を固める。
- オ いじめ問題の全容が把握できた段階で、状況に応じていじめに関与した児童とその保護者に対して事実を説明する。
- カ 必要に応じて、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- キ いじめられている児童の心の傷をいやすため、スクールカウンセラーや養護教諭、必要に応じて外部機関と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ク いじめ問題が解消したと認識する期間は**3か月**とし、両者の様子を長期的に観察、心のケアをしながら、いじめの再発防止に努める。
- ケ いじめ解消の目安「いじめに係る行為が3か月以上止んでいること（関係職員の観察・児童聞き取り）」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童聞き取り）」

④ 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、一連の流れや学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、いじめ解決に生かすこととする。
- イ 学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、スクールカウンセラーや養護教諭、または「いのちの電話」等の活用を促す。
- ウ いじめが「犯罪・命におよぶ」と認められる場合、児童の生命・身体または、財産に重大な被害が生じる恐れ（重大事態への発展）があるときは、直ちに石川警察署に通報する。
- エ ネット上の不適切な書き込みなどについては、プロバイダに対して直ちに削除する処置をとる。必要に応じて法務局の協力を求める。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「生徒指導・教育相談部会」

月1回、管理職・養護教諭、各学年の生徒指導部会担当の教諭で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通確認指導事項についての話し合いを行う。

(2) 「いじめ対策委員会」

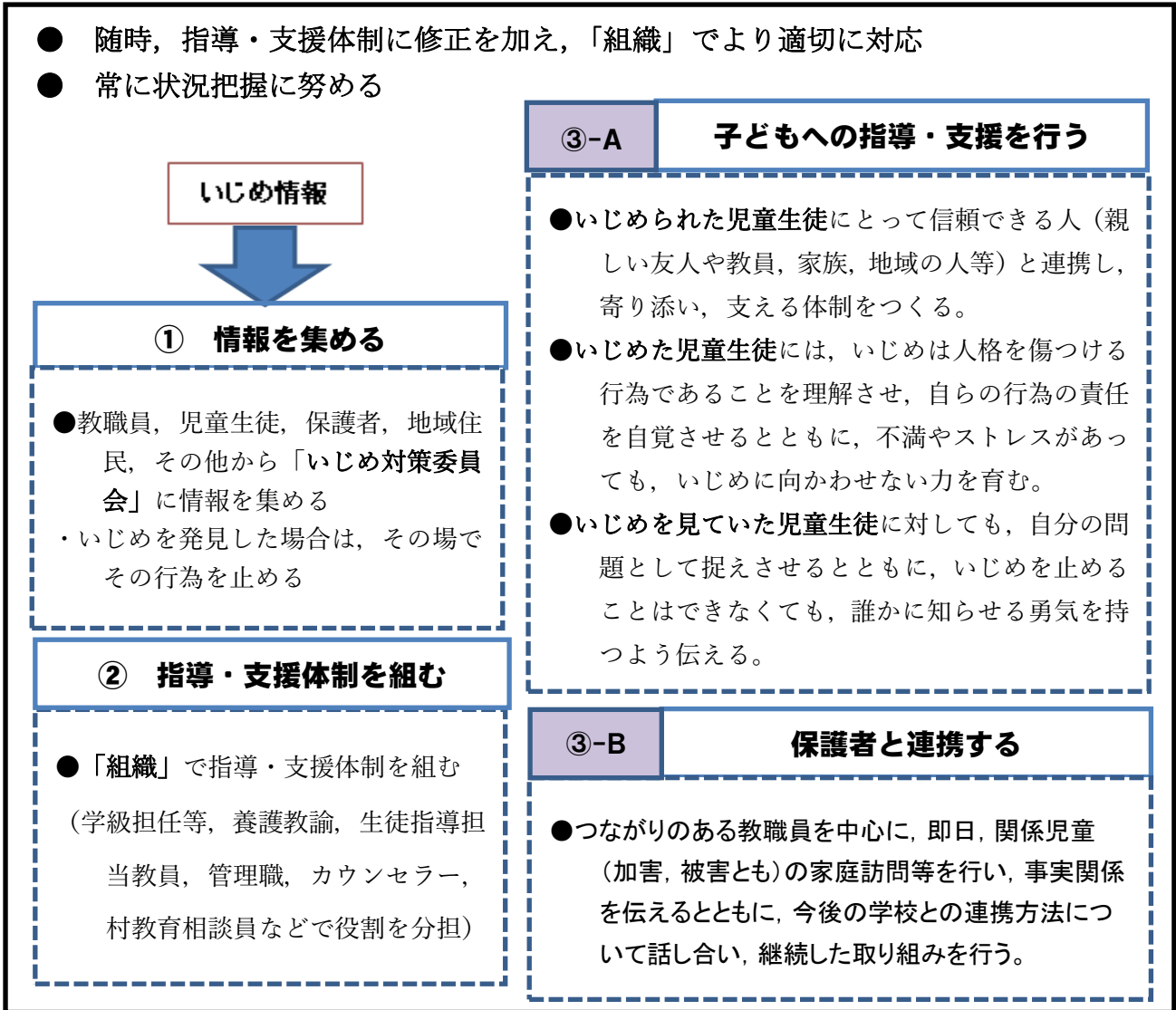
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、**管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC等**によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(3) 「学校調査委員会」

緊急かつ「重大事態」が発生し学校が主体調査の場合、「学校調査委員会」をおくものとする。構成員は「いじめ対策委員会」に加え学校運営に関わる関係者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

〈 委 員 〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当（養護教諭）、スクールカウンセラー、特別支援CO、PTA会長、民生員、等。

4 学校における組織的ないじめ対応の流れ



5 重大事態への対応

(1) 学校の設置者（教育委員会）又は学校による調査

《 重大事態の定義 》

ア. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 **（生命・心身・財産 重大事案）**

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ. 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 **（不登校重大案）**

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識

ウ. その他の場合 **（申し出 重大事案）**

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

エ. SNS等を介したいじめの場合 **（ネット 重大事案）**

- いじめに関連する行為の静止画や動画等がインターネット上にアップされ拡散し、不特定多数の者が閲覧できる状態になることで当該児童へ重大な人権侵害を及ぼす可能性がある場合

「いじめ防止対策推進法第28条」における「重大事態」は上記のア・イの2つであるが、様々ないじめに対応するため、宜野座村においては、上記の4つに該当するものは「重大事態」として取り扱うものとする。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は村は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに村教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

○ **教育委員会**が調査主体となる場合

経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、**教育委員会**において調査を実施する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

- 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。調査目的・目標、調査組織の構成、調査期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針など、できる限り、遺族と合意しておく。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- いじめの疑いがあることを踏まえ、**教育委員会又は学校**は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- 調査結果は、いじめられた児童又はその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて、村教育委員会より必要な指導又は支援を受ける。

【めざす学校像】「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送る。

【めざす児童像】

- 児童と児童，児童と教師間のよりよい人間関係を構築できる子
- 自己肯定感を持ち，学校生活や集団生活に親しみ適応できる子
- 自他の生命を重んじ，他者理解に務め，思いやりのある行動ができる子
- 学習に励み，自分で決めたことを粘り強く実行し実現できる子

【基本姿勢】

- 「いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものであり，いじめの問題に全く無関心ですむ児童はいない」と言う基本認識にたつ。（全職員の共通認識の確立）
- 【いじめ対策委員会】を設置し指導体制の中核にし，協力体制を確立する。
- 保護者・地域との信頼関係づくりに務め，教育委員会や関係機関と連携した対策を立て，取り組みを強化する。
- 定期的な「取組評価アンケート」の実施等 PDCA サイクルに基づく取り組みを継続し，予防の徹底を図る。

【役割】

- PDCA サイクルに関わる日程を決める
- ・「取組評価アンケート」の実施（学期に1回）
- ・「いじめ対策委員会」の開催
- ・校内研修の位置づけ（年1回以上）
- 未然防止のための取組の日程を決める
- ・年間計画の作成，見直し

【いじめ対策委員会】

- 1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- 2) 全職員の共通理解と意識啓発
- 3) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
- 4) 個別面談や相談窓口の集約
- 5) 発見されたいじめ事案への素早い対応
- 6) 重大事への対応
- 7) いじめ問題等に関する指導記録の保存，継承

【委員】

- 校長，教頭，教務
- 生徒指導主任
- 養護教諭
- 教育相談担当・S C
- 特別支援C O
- P T A 会長
- 民生委員 等

【いじめの防止】 全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む

- 1) 4月下旬や9月上旬などいじめが起きやすい時期に道徳・学級活動の時間に「いじめ」について考える時間を年間計画に位置づけ，全学年・学級で足並みを揃えた取り組みを行う。
- 2) わかる授業づくりを進め，全ての児童が授業に参加・活躍できる授業を工夫する
- 3) 授業を担当する全ての教職員が公開授業を年1回以上行い，互いの授業を参観し，授業力の向上を図る。
- 4) 教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動で，児童を傷つけたりいじめを助長したりしないよう注意すると共に，意識改革を図る。障害（発達障害も含む）を児童生徒についての理解を深める。
- 5) 社会体験や生活体験の場を意図的に設定し，児童自ら人と関わることの喜びや大切さに気づき，互いに関わりや絆づくりを学ぶ場を提供する。

【早期発見】

- 1) 児童のささいな変化に気づくこと
 - ・一人一人の顔を見て出席をとる・生活ノート等日記の活用・保健室への来室状況
 - ・保護者からの相談や情報提供等
- 2) 子どもの生活等を把握するため定期的なアンケート(毎月)実施や教育相談を行う。
- 3) 気づいた情報を共有すること（職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有する）
- 4) 情報に基づき，速やかに対応する。

【いじめに対する措置】

- 1) いじめとして対応すべきが否かの判断，いじめであると判断した場合の被害者児童へのケア，加害者児童の指導など，問題の解消まで，「いじめ対策委員会」が中心となり進める。
- 2) 十分な指導効果を上げることが困難な場合や犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合には村教育委員会や他機関と相談連携をとり対処する。
- 3) 被害・加害児童とその保護者への対応においては，個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行う（「いじめ対策委員会」が中核となり組織として対応する）
- 4) いじめを見ていた児童（学級集団等）に対しても，自分の問題として捉えさせるよう，臨時の学級会や集会等により，いじめは絶対に許されない，根絶しようという態度を行きわたらせる。
- 5) ネット上のいじめについて学校における情報モラル教育を進めるとともに，学校単独での対応が困難な場合は，村教育委員会と相談しながら対応を考えていく。

【評価】学校評価(年2回)で「日頃からの児童理解」「未然防止や早期発見」「いじめが発生した際の対応」「組織的な取組」等が評価されるようにする。学校関係者評価と合わせ，その結果を公表する。

いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組

1. 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育，情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕の体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し，大切に扱う心の育成 ○携帯電話，インターネット，ゲーム等の約束 ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ，ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景を調査し根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せ，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情を把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
		いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景を調査し根本的解決 ○関係機関（警察，児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景を調査し根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
		いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景を調査し根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く ○被害児童・保護者への適切な対応
	行いがわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と，「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる，つらさの的確な把握，迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景を調査し根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
		いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景を調査し根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること，いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず，自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合，傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成 	

2. 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ基本方針の周知 ○子どもに関心をもち，寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること，いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

※【早期発見】

重大事案に至ったいじめの多くは，誰一人何も気づかなかったというよりも，ささいな情報を放置したり，問題ではないと判断したりした結果，深刻化している

※【いじめに対する措置】

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。

いじめによる「重大事態」が発生した際の具体的な対処の手順

(宜野座村教育委員会)

1. 学校から、宜野座村教育委員会を經由して、宜野座村長へ「重大事態」発生報告を行う。その際、次のような項目等を報告する。
 - (1) 被害生徒の氏名・学年・性別
 - (2) 欠席期間・その他の児童生徒の状況
 - (3) 調査の概要・聴取内容
 - (4) 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容。
2. 宜野座村教育委員会が「重大事態」についての調査主体（村教育委員会もしくは学校）を判断する。
3. 調査主体が宜野座村教育委員会の場合、「重大事態」の調査組織や調査組織の構成員を決定する。
4. 調査主体が学校の場合、校内の「いじめ防止対策委員会」を母体とし、調査を行う。その際には必要に応じて関係機関職員や専門家にも参加を依頼する。
5. いじめられた当該児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、重大事態に関わる内容を聴き取る。聴取内容は、いじめ行為が「いつ（いつ頃から）」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係」、「学校・教職員のこれまでの指導経緯」等が想定される。
6. 保護者、教職員（学級・学年・部活動）、関係する児童生徒など、必要な対象者からも聴き取りを行う。

※5, 6いずれにしても、情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先した調査実施が必要である。
7. 「重大事態」発生から、原則として1ヶ月程度を目処に、聴取した内容を書面に取りまとめる。
8. 聴取した内容を踏まえて、当該児童生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。
9. 聴取結果（及び支援方策）について、当該児童生徒及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。
10. 聴取の結果等の内容を書面にて宜野座村長等に報告する。
11. 宜野座村長等が当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、再調査という。）を行うことができるとされている。宜野座村長等による再調査があれば、調査実施に協力する。

いじめによる「重大事態」聴取結果等の取りまとめ・報告事項の例

【報告書】

報告期日 年 月 日
 学校名 学校
 校長名 印

事案	(<input type="checkbox"/> 生命心身財産 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 申し出 <input type="checkbox"/> ネット)	
1. 当該児童生徒 (学校名) (学年・学級・性別) (氏名)	被害者	
	加害者	
2. 発生日	(時刻・場所)	
3. 判明期日	(時刻・理由)	
4. 欠席期間・ 当該児童生徒の状況	被害者	
	加害者	
5. 調査の概要	(調査期間) (調査組織) (外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性)	
6. 聴取内容	(1) 当該児童生徒・保護者 (2) 教職員 (3) 関係する児童生徒・保護者 (4) その他	
7. 今後の当該児童生徒 への支援方策	被害者	
	加害者	